CHIYODA CITY
広報 千代田
No.1116
平成15年（2003年） 7/20
（毎月5日・20日に発行）
代表電話 ☎3264-2111
発行／千代田区　編集／政策経営部広報広聴課　〒102-8688 千代田区九段南1-6-11　URL http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

主な内容

用途地域等の見直し原案……2
岩本町ほほえみプラザ……3
国民健康保険特集……4
ごみがさらに減りました……5
保健……6
文化学習・スポーツ……7
各施設のお知らせ……8

歴史が息づくまち「千代田」

景観まちづくり重要物件　38件45棟を指定

耳を澄ますと　そこに歴史の息吹が聞こえる……

区では、区内に残る築50年以上の建物のうち、「歴史的景観への寄与」「地域のランドマーク性」「特徴的なデザイン」の3つの観点から、歴史的な価値を有する建造物等38件45棟を、6月9日に景観まちづくり重要物件として指定しました。

指定した物件の保存工事を行う際には、専門家を派遣して修繕の助言をしたり、工事費の一部を助成するなど、積極的な建物の保存支援を行います。

なお、重要物件の選定および指定は今後も継続して行っていく予定です。

指定物件　左表のとおり

問合せ　建築指導課建築調査主査

▲日比谷高校正門・塀

▲日比谷公会堂・市政会館

▶猿楽町町会詰所

▲九段小学校

▲お茶の水スクエアA館

千代田区景観まちづくり重要物件指定一覧表

	建物名	場所		建物名	場所
1	九段会館本館	九段南1－6－5	17	猿楽町町会詰所	猿楽町2－3－5
2	大手町野村ビル	大手町2－1－1	18	神田女学園校舎1号棟	猿楽町2－3－6
3	第一鉄鋼ビルディング	丸の内1－8－2	19	山の上ホテル本館	神田駿河台1－1
4	日比谷公会堂・市政会館	日比谷公園	20	お茶の水スクエアA館	神田駿河台1－6
5	法曹会館	霞が関1－1－1	21	文化学院校舎	神田駿河台2－5
6	日比谷高校資料館、正門・塀	永田町2－16－1	22	高畠宅	神田駿河台4－2
7	上智大学1号館	紀尾井町7	23	やぶそば	神田淡路町2－10
8	九段小学校	三番町16	24	鷹岡（株）	神田須田町1－3
9-1	靖国神社本殿	九段北3－1－1	25	山本歯科医院	神田須田町1－3
9-2	靖国神社拝殿		26	あんこう鍋 いせ源本館	神田須田町1－11
9-3	靖国会館		27	神田まつや	神田須田町1－13
9-4	到着殿		28	ぼたん	神田須田町1－15
9-5	靖泉亭		29	竹むら	神田須田町1－19
9-6	能楽堂・舞台		30	海老原商店	神田須田町2－13
9-7	遊就館	九段北3－1－2	31	柳森神社	神田須田町2－25
10	東京ルーテルセンター教会	富士見1－2－32	32	花与	神田司町2－8
11	暁星学園講堂・塀	富士見1－2－5	33	志村印刷	神田司町2－10
12	東方学会本館	西神田2－4－1	34	山梨中央銀行東京支店	鍛冶町1－6－10
13	文房堂ビル	神田神保町1－21	35	明神下　神田川本店	外神田2－5－11
14	誠心堂書店	神田神保町2－24	36	神田明神下　料亭新開花	外神田2－8－14
15	今荘	神田神保町3－15	37	神田明神本殿	外神田2－16－2
16	共立講堂	一ツ橋2－2－1	38	天野屋（あま酒）	外神田2－18－15

※日比谷高校資料館、正門・塀は別棟で集計

身の回りで、できることから始めましょう
夏の省エネ

区では、ISO14001認証取得を通じて、率先して省エネルギーに取り組んでいます。

問合せ　生活環境課ISO推進担当主査

夏は、エアコン等の利用増大により電力消費がピークを迎えます。また、今年は首都圏での深刻な電力不足が予想されます。

省エネは、身近な問題として一人ひとりが取り組んでこそ効果が上がります。家庭やオフィスの冷房中の室内温度は28℃を下回らないように調整するなど、省エネにご協力ください。

こんな工夫で省エネを！

特にオフィスでは

・昼休みは消灯しましょう。
・1時間以上席を離れる時には、パソコンの電源を切りましょう。

特に家庭では

・長時間使わない機器のコンセントを抜きましょう（3・5%の節電になります）。
・照明の白熱電球を蛍光ランプに変えましょう（寿命は6倍、電気代は3分の1になります）。
・テレビを見ない時は主電源を切りましょう。
・冷蔵庫内を整理して冷気を循環させ、効率的に使いましょう。
・家族が同じ部屋で団らんする時間を増やして、節電しましょう。

皆さんのご協力をお願いします。

・冷房の設定温度を1℃上げてみましょう（28℃が目安です）。
・お湯は電気ポットで保温せず、使う度に沸かしましょう。
・家電、OA機器の買い替えの際は、省エネ製品かどうかをチェックしましょう。

9月から

区長・議長交際費の執行状況を公表

区では、区民の皆さんをはじめ、在勤・在学者等からの区政運営に対する、より一層の信頼を得るため、区長および議長交際費の支出の相手方氏名を含め、その執行状況を8月支出分から（月単位で毎月）区のホームページで公開します。

今後も、より透明な区政運営の実現に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ　企画総務課総務係、区議会事務局庶務係

☆次号は8月5日（火）に新聞折り込みでお届けします。☆

R100
古紙配合率100%
白色度70%の再生紙を使用しています

用途地域等の見直し原案

区では、都が平成16年度に用途地域等の見直しを行うための原案を「用途地域等の指定方針および指定基準」（東京都）、「用途地域等の指定に関わる基本的な考え方と方針」（千代田区）に基づいて検討してきました。

このたび原案がまとまりましたのでお知らせします。

原案の内容　下図のとおり

・①⑤の区域は、地区計画とセットで見直します。今後、地区計画の内容等は、関係権利者等の皆さんと協議を進めていく予定です。

・②③④の区域の形態規制は商業地域と同じです。

・用途地域等の見直し説明会の際に要望があった昭和通り、靖国通り、清洲橋通り、神田川に囲まれた容積率500％の区域の容積率の見直しは、すでに都市計画決定されている岩本町東神田地区の地区計画見直しと併せて検討していく予定です。

今後のスケジュール　下表のとおり

問合せ　都市計画課都市計画主査

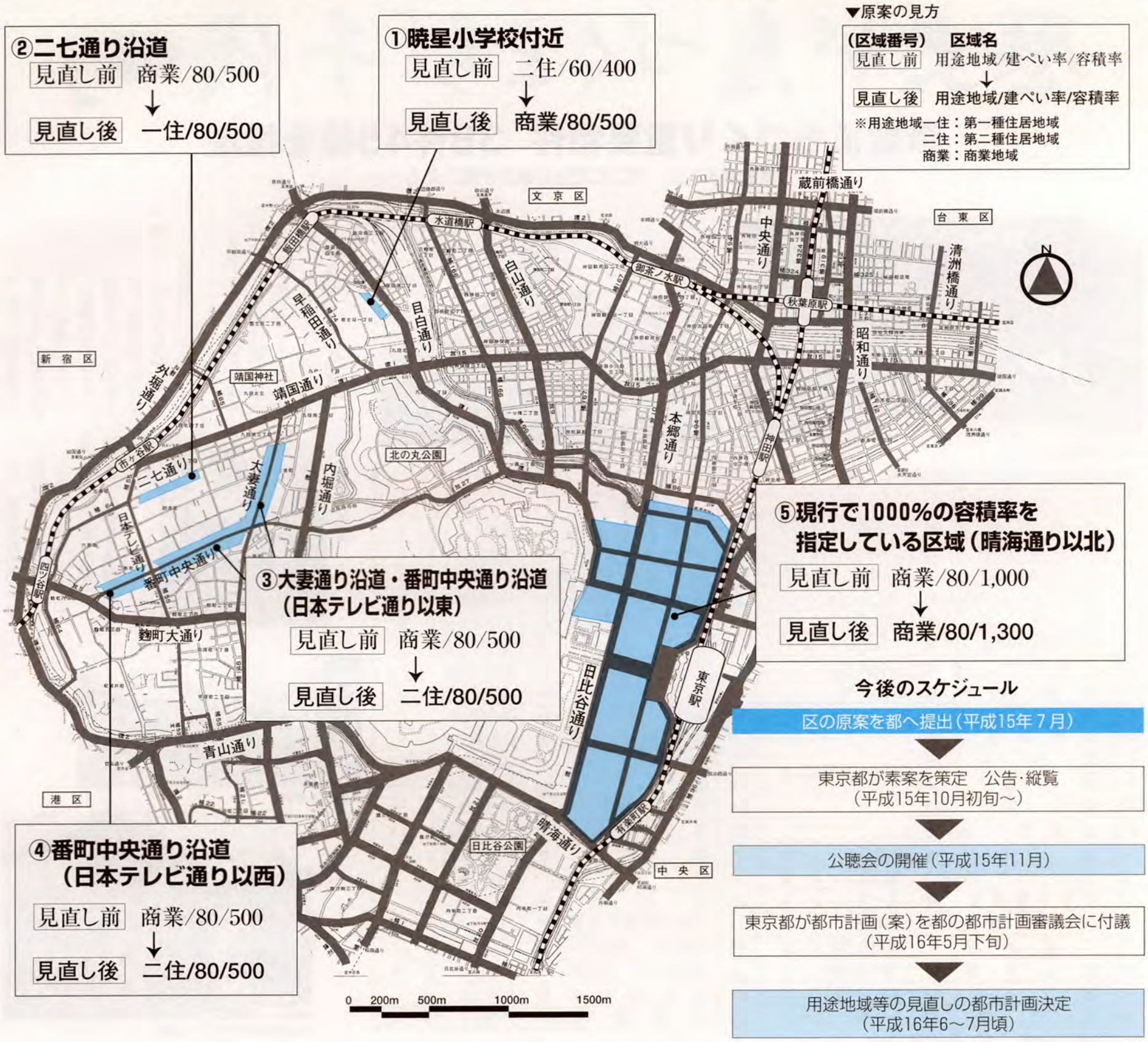

今後のスケジュール

区の原案を都へ提出（平成15年７月）

↓

東京都が素案を策定　公告・縦覧
（平成15年10月初旬～）

↓

公聴会の開催（平成15年11月）

↓

東京都が都市計画（案）を都の都市計画審議会に付議
（平成16年5月下旬）

↓

用途地域等の見直しの都市計画決定
（平成16年6～7月頃）

建替え支援相談会

一級建築士等による無料の建て替え相談です。また、区および公社が実施する、住宅等を建て替える際に活用できる各種支援制度の説明も行います。

今回は主に、神田紺屋町周辺地区および中神田中央地区の千代田区型地区計画決定区域を対象としますが、その他の区域の方も参加できます。また、公社では建て替えの相談を随時受け付けています。気軽にお問い合わせください。

とき　7月29日㈫・30日㈬いずれも午後6時～8時

会場　神田公園区民館（神田司町2−2）

※希望者は当日直接会場へ。

問合せ　㈶千代田区街づくり推進公社整備促進部☎3262−0211

千代田区洪水避難地図（防水ハザードマップ）を作成

区内を流れる神田川や日本橋川、周辺を流れる隅田川が平成12年9月の東海豪雨（総雨量589mm、時間最大雨量114mm）並みの大雨によってはんらんした場合を想定して、浸水する範囲と避難場所を示した地図を作成しました。お近くの出張所や区役所で配布しています。

集中豪雨による水害の恐れを感じたときは、地下にいる人は地上階に上がり、区から避難勧告が出たら、速やかに頑強な建物の3階以上や地図（防水ハザードマップ）に示した避難所に避難してください。

配布場所　区政情報ルーム（区役所1階）、環境土木総務課（区役所4階）防災課（区役所6階）、各出張所

問合せ　防災課

こどもの池開設

区内の公園5か所に「こどもの池」を開設しました。

池の深さは30cm程度で、トイレとシャワーの設備があり、水を毎日入れ替えています。清潔で安全ですので、小さなお子さんを安心して遊ばせることができます。

開設期間　8月24日㈰までの午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

※毎週月曜日の午後3時以降は、池の清掃・点検のため利用できません。

こどもの池のある公園

・**東郷元帥記念公園**（三番町18）

・**千鳥ケ淵公園**（麹町1−2、半蔵門そば）

・**神田児童公園**（神田司町2−2）

・**芳林公園**（外神田3−5−18）

・**和泉公園**（神田和泉町1）

対象　小学校入学前の幼児

※保護者の付き添いが必要。

問合せ　道路公園課土木維持主査

10月1日(水)から利用できます！
岩本町ほほえみプラザ

▲外観イメージ図

岩本町ほほえみプラザ（岩本町2−15）は10月1日㈬から各施設が利用できます。今回は入居施設（グループホーム、ケアハウス）の入居者募集と施設の利用方法についてお知らせします。

グループホーム

介護保険の居宅サービスの一つで、痴ほう症状のある高齢者が少人数で住み、介護従事者と家事等を共同で分担し、家庭的で落ち着いた環境の中で生活する場です。利用者が安心して共同生活ができるように次のサービスを提供します。

ケアプランの作成 利用者と家族が望み、必要とするサービス計画の立案
食事の提供 管理栄養士の献立による1日3食の食事
入浴 必要に応じた入浴の介助
生活相談 各種生活相談
緊急時の対応 利用者の安否確認、家族や関係機関等への連絡

ケアハウス

自炊ができない程度の身体状況で、独立した生活に不安がある高齢者に対し、安心して自立した生活ができるように次のサービスを提供します。

食事の提供 管理栄養士の献立による1日3食の食事
入浴 男女別の共同浴室
生活相談 各種生活相談
緊急時の対応 利用者の安否確認、家族や関係機関等への連絡（居室にナースコールを設置）。

なお、ケアハウスでの日常生活において介護が必要になったときは、ホームヘルプ等の介護保険サービスをご利用ください。

入居者の募集

▼グループホーム
対象 次の条件を満たす方
①要介護度が1〜2程度で痴ほうの状態にあり、
②家族等による介護が困難で、
③共同生活を送ることに支障が無く、
④利用料の負担が可能で、保証人がいる方。
定員 9名（個室）
費用（家賃・食費等） 月額19万5千円
そのほか、介護保険の1割負担がかかります。また、日常生活に必要な実費は入所契約により決定します。
入居決定方法等 書類を審査のうえ、入所判定委員会および面接で決定します。

▼ケアハウス
対象 次の条件を満たす方
①10月1日現在60歳以上で、
②区内に1年以上居住し、
③自炊ができない程度の身体状況のため独立した生活が困難で、
④家族等による援助が困難で、
⑤利用料の負担が可能で、保証人がいる方。
定員 20名（個室16名、2人室4名）
費用（食費・家賃等） 個室＝13万1千310円〜22万8千310円、2人室（2人分）＝23万8千620円〜40万8千620円
※いずれも部屋の広さや所得に応じて変わります。
入居決定方法等 書類を審査のうえ、入所判定委員会で決定します。
—いずれも—
申込方法 所定の申込書を8月12日㈬〜26日㈬午前10時〜午後5時（土・日および正午〜午後1時を除く）の間に直接、ほほえみプラザ1階事務室へ。
※申込書は高齢者福祉課（区役所2階）、各出張所、岩本町ほほえみプラザで7月22日㈬から配布します。
入居日 10月1日㈬〜（予定）
問合せ ㈳多摩同胞会☎582−3407、高齢者福祉課

在宅サービスセンター

在宅サービスセンターでは、介護保険の通所介護（日帰りでの入浴や趣味活動などのサービス）や短期入所生活介護（介護などを受けながら、短期間滞在するサービス）を提供します。
※サービス内容等詳しくは、お問い合わせください。
問合せ ㈳多摩同胞会☎582−3407、高齢者福祉課

区民施設

区民施設使用料 下表のとおり
※公共的団体等には使用料の減額・免除の制度があります。
利用方法 施設で配布する所定の申請書を直接、岩本町ほほえみプラザ1階事務室へ。利用希望日の前月1日から申込みできます。
※10月中の利用は、9月1日㈪から受け付けます（日曜・祝日を除く午前10時〜午後5時）。
問合せ 岩本町ほほえみプラザ☎5825−3407、福祉総務課

区民施設使用料			
施設等	使用料		
	午前（午前9時〜正午）	午後（午後1時〜5時）	夜間（午後6時〜10時）
多目的ホールA（約81m²）	3,000円	4,000円	6,000円
多目的ホールB（約81m²）	3,000円	4,000円	6,000円
今川記念室（約81m²）	3,000円	4,000円	6,000円

※付帯設備の使用には別途使用料がかかります。

岩本町ほほえみプラザのショートステイ開始に伴い 緊急ステイ事業を終了

なお、在宅で経管栄養等の医療的処置を必要とする方のためのショートステイは、「医療ステイ利用支援事業」として実施します。
問合せ 高齢者福祉課

個人で事業を営む方へ 生業資金の貸付

区では、個人で事業を営み、一般の金融機関から融資を受けることが困難な世帯に生業資金をお貸しします。
対象 この資金を借り受けないと生活が困窮する、次の条件を満たす世帯主
①区内に1年以上居住し、
②主としてこの資金を借り受けようとする事業によって生計を立てていて、
③住民税を完納し、
④連帯保証人がいる方。
なお、申込み後に内容・事業計画等を審査します。
貸付額 200万円以内
貸付利率 年0・5％
返済方法 6年以内（据置期間6か月間を含む）の月賦元金均等返済
申込期限 8月5日㈬
問合せ 福祉総務課厚生主査

平成15年度 平和使節団報告会を開催

沖縄・広島・長崎に派遣された平成15年度千代田区平和使節団の報告会を開催します。使節団の活動に興味のある方や次回の使節団に応募したい方は、ぜひご参加ください。
とき 8月12日㈫午後6時30分〜
会場 区役所10階会議室
申込み 電話で国際平和・男女平等人権課へ。

▶長崎平和祈念式典
▲区内の児童館から寄せられた折鶴（長崎平和公園）

平和啓発展示会「東京大空襲」展

先の大戦で、多数の尊い命が失われた東京大空襲に関係する写真を展示します。
これらの写真を通じて、改めて「平和の大切さ」「命の尊さ」について考えてみませんか。
とき・会場
・いきいきプラザ一番町区民ギャラリー（一番町12）＝8月2日㈯〜10日㈰午前9時〜午後5時
・区役所1階ロビー＝8月12日㈫〜18日㈪（土・日を除く）午前9時〜午後5時
問合せ 国際平和・男女平等人権課

税金

■都税の納付には口座振替が便利です
固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税の納付には、口座振替が便利です。
口座振替を開始する月の前月10日までに、預貯金通帳、届け出印、納税通知書を持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口でお申込みください。
なお、納税通知書に同封されている口座振替申込みハガキもご利用いただけます。
問合せ 千代田都税事務所徴収課徴収管理係☎3252−7141

特集

みんなの健康を守る 国民健康保険

届け出は14日以内に手続きを！

病気やケガをしたときに安心してお医者さんにかかるため、なくてはならないのが「健康保険」。誰もがどこかの「健康保険」に必ず入ることになっています。

職場の健康保険（健康保険組合、政府管掌健康保険や共済組合など）に加入しているか、生活保護を受けている場合などを除いて、区に住んでいる方はすべて、区の「国民健康保険」に加入することになります。「国民健康保険」に入るときややめるときなどは、14日以内に必ず手続きをしてください。

問合せ　保険年金課国民健康保険係

国民健康保険の仕組み

国民健康保険は、加入者（被保険者）が納める保険料と国や都、区の補助金を財源として、区が運営しています。

病気やけがにより医療機関で診療を受けると加入者に1～3割を自己負担していただきます。区は残りの診療報酬明細書（レセプト）の審査結果に基づき、7～9割を医療機関に支払います。

▼医療費の自己負担割合

年齢		自己負担割合
0～2歳		2割
3～69歳		3割
70歳以上	一般	1割
	一定以上所得者	2割

※㊁医療証をお持ちの0～6歳児は窓口での支払いは従来どおりです。

このほか、入院中の食事代の一部負担、子どもが生まれたときの出産育児一時金（35万円）、亡くなられたときの葬祭費（7万円）などの給付があります。

退職したら加入の手続きを

勤務先を退職して職場の健康保険の資格が無くなった方や、その扶養家族の方は、「国民健康保険」の加入手続きが必要です。

保険料は国民健康保険に加入した日（退職の翌日）から納めますので、手続きが遅れると、退職した日の翌日までさかのぼって（最長2年間）納めていただく場合があります。また、その間の医療費は全額自己負担となりますので、速やかに手続きをしてください。

手続きに必要なもの

・資格喪失証明書など、職場の健康保険の資格が無くなった日付が確認できるもの
・印鑑
・国民健康保険証（家族がすでに加入している場合）

※退職者医療制度に該当する方は、年金証書（裁定通知書）が必要です。

※職場の健康保険を任意で継続加入する方（手続きは資格喪失日から20日以内）は、国民健康保険の手続きは必要ありません。

就職したらやめる手続きを

会社などに就職して、新たに職場の健康保険に加入した方や、その扶養家族になった方は、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

会社などから国民健康保険への連絡はされません。よって、加入していた方自身でやめる手続きをしないと、加入したままとなり、保険料を二重に納めてしまう場合があります。また、本来加入資格のない国民健康保険証で診療を受けた場合は、国民健康保険が負担した医療費を、後日、返還していただくことになります。

また、国民健康保険に加入している世帯の一部の方が就職したときも同じ手続きが必要です。

手続きに必要なもの

・国民健康保険証（資格が無くなる方全員の保険証）
・勤務先などの健康保険証
・印鑑

その他の手続き

住所や世帯主、氏名を変更したとき、子どもが生まれたとき、加入者が死亡したときなどは、左表を参考に、忘れずに手続きをしてください。

保険料の納付

国民健康保険の保険料は、被保険者になった月の分から、やめた月の前月分まで納めます。加入の手続きをしたときからではありませんのでご注意ください。

■支払いは、便利な「口座振替」で

保険料の支払いを口座振替にすると、毎月支払いに行く手間が省け、納め忘れの心配がありません。申込書をご希望の方は保険年金課へご連絡ください。

■保険料の納付が困難な方はご相談を！

病気療養や失業、災害にあったときなど、やむを得ない事情により保険料の納付が困難な場合に、保険料の徴収を猶予したり、減額または免除する制度があります。また、前年度の所得が一定の基準以下のときに、保険料の均等割額を減額する制度もありますので、該当する世帯の方はお問い合わせください。

■保険料を滞納している方はご注意を！

災害等の特別な事由も無く1年以上保険料を滞納している方には保険証を返していただき、代わりに「資格証明書」を交付します。お医者さんにかかるときは、医療費をいったん全額負担していただき、後日、申請により保険給付分を償還します。

それでもなお納めないでいる方には、保険給付を差し止め、そこから滞納分を差し引きます。

こんなときは必ず14日以内に手続きを

▼「国民健康保険」手続き一覧

	こんなとき		必要なもの
加入する場合	区に転入したとき＊	世帯全員が転入	印鑑
		世帯に一部転入	保険証、印鑑
	外国人登録をしたとき（短期滞在者を除く）		外国人登録証
	職場の健康保険をやめたとき＊	世帯全員	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
		世帯の一部（下記※事項にご注意）	職場の健康保険をやめた証明書、保険証、印鑑
	子どもが生まれたとき		母子手帳、保険証、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき		保護廃止決定通知書、印鑑
やめる場合	区から転出したとき＊	世帯全員が転出	保険証、印鑑
		世帯の一部転出	
	外国人で区外に転出するとき		保険証、外国人登録証
	職場の健康保険に入ったとき＊	世帯全員	職場の保険証、国民健康保険証、印鑑
		世帯の一部	
	死亡したとき		保険証、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき		保護開始決定通知書、保険証、印鑑
その他	世帯主・氏名が変わったとき、区内で住所が変わったとき、世帯の合併・分離のとき＊		保険証、印鑑
	保険証を紛失したとき		印鑑、保険料領収書、運転免許証等身分を証明するもの

＊出張所でも手続きできます。お急ぎの場合は直接、保険年金課へお越しください（その場合でも保険証は原則として郵送になります）。

※世帯主が職場の健康保険等に加入している場合は、別途必要な書類があります。

お詫び

国民健康保険料の口座振替で納付されている方々のうち、一部の方について本区の事務上の不手際から、保険料の二重引き落としが発生してしまいました。二重引き落とし相当分については、ただちに返還等所要の手続きをとりました。

被保険者をはじめ区民の皆様方に、多大のご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことが起きないようなチェック体制を見直すなど、再発防止に万全を期すよう努めてまいります。

問合せ　保険年金課国民健康保険係

各種保健事業をご利用ください！

区の国民健康保険に加入している方の健康保持・増進を図るため、各種保健事業を実施しています。

対象　国民健康保険に加入し、保険料を完納している40歳以上の方

利用方法　保険年金課で利用申込みの手続きをし、発行された利用券を利用施設に提出してください。施設窓口では利用料から補助額を差し引いた額をお支払いください。

▼人間ドック利用補助

区が指定した区内の医療機関で人間ドック（日帰り）を受診したとき、2万円を補助（年度内1回まで）します。受診の際は、医療機関に事前に予約してください（検査内容・料金は各施設で異なりますので事前にご確認ください）。

▼はり、きゅう、マッサージ施術補助

区が指定した区内の施術所で、はり、きゅう、マッサージ施術を受けたとき、1回1千円を補助（年度内24回まで）します（施術内容・料金は各施設で異なりますのでご確認ください）。

▼区営プール利用補助

区営プール（総合体育館、昌平童夢館、神田さくら館、いきいきプラザ一番町、ちよだパークサイドプラザ、麹町小学校）を利用したとき、1回につき全額（2時間400円）を補助（年度内6回まで）します。

※このほか、年間を通して安価で利用できる保養施設のあっせんや夏の海の家の無料利用券の配布などを行っています。詳しくはお問い合わせください。

国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、7月31日㈭です。8月1日㈮から使用できる新しい受給者証は、7月末までにお送りします（平成15年度地方税法上の課税所得を基に一部負担金の割合〈1割あるいは2割〉を判定します）。

なお、8月になっても新しい高齢受給者証が届かない場合は、お問い合わせください。

ごみがさらに減りました！

区が平成14年度に収集したごみ量は、2万7千118トンで、平成13年度に比べ7％減少しました。これは、区民・事業者の皆さんがごみの減量やリサイクルの徹底にご協力いただいた結果と考えられます。

一方、資源は、古紙を除く回収量は増加しましたが、全体では、13％減少しました。

今後とも、ごみ減量とリサイクルにご理解とご協力をお願いします。

問合せ 清掃リサイクル課☎5211−4260、千代田清掃事務所☎3251−0566

▼収集したごみ量 （単位:トン）

	平成14年度	平成13年度	増減比
ごみ収集量	27,118	29,165	▲7.0%
可燃	21,956	23,187	▲5.3%
不燃	4,749	5,509	▲13.8%
粗大	413	469	▲11.9%

▼回収した資源量 （単位:トン）

	平成14年度	平成13年度	増減比
資源回収量	5,961	6,852	▲13.0%
古紙	4,745	5,717	▲17.0%
びん	753	704	7.0%
缶	334	318	5.0%
ペットボトル	103	92	12.0%
紙パック・食品トレイ・古布	26	21	23.8%

粗大ごみの申込みはお早めに

家庭から出される粗大ごみの収集は、申込みが必要です。収集日や一日の収集量に制限がありますので、不用となるものがある場合は、できるだけ早めにお申込みください。

▼粗大ごみ（1辺が30cmを超えるもの）の処分

粗大ごみ受付センター（☎5296−7000）へお申込みください。

▼冷蔵庫・洗濯機・エアコン・テレビの処分

清掃事務所では収集することができませんので、家電リサイクル受付センター（☎5296−7200）へお申込みください。

※事業系の粗大ごみは、事業者が自己の責任において適正に処理してください。処分を第三者に依頼する場合は、必ず廃棄物処理業の許可業者に委託してください。処理業者などは清掃事務所にお問い合わせください。

問合せ 千代田清掃事務所☎3251−0566

紙パックと食品用発泡スチロールトレイの集積所回収を実施

区立施設での拠点回収に加え、4月から週1回の集積所回収を開始した結果、回収量が順調に伸びています。

今後とも、ごみ減量とリサイクルにご理解とご協力をお願いします。

問合せ 清掃リサイクル課☎5211−4259、千代田清掃事務所☎3251−0566

■紙パックと食品用トレイの回収量

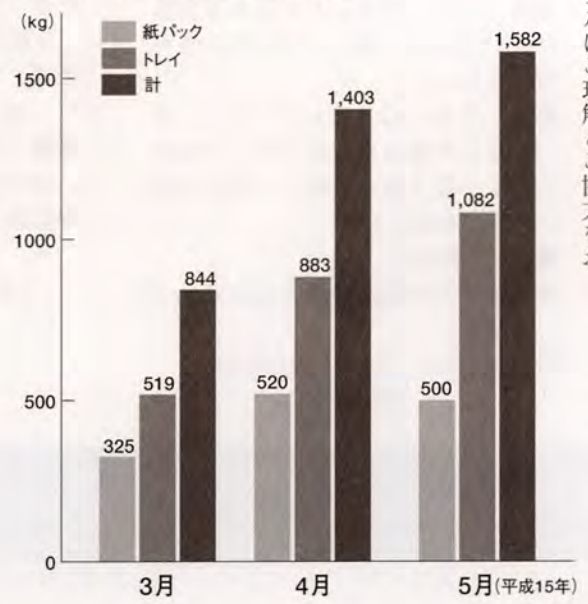

夏休み親子施設見学会

参加者募集

区立の幼稚園、小・中学校やストックヤード等で、使用済み乾電池を回収しています。

回収された乾電池がどのようにリサイクルされるのか、親子で見学してみませんか。

とき 8月21日㈭午前8時30分〜午後6時（予定）

見学施設 使用済み電池リサイクル工場（群馬県安中市）、県立自然史博物館（群馬県富岡市）

対象 区内在住・在勤・在学の小学生とその保護者30名（区内在住者優先で抽選、子ども1名につき同伴者1名まで）

※昼食代および博物館の入館料等（大人のみ）は自己負担です。

申込み 7月31日㈭（必着）までに往復ハガキ（7面記入例参照）に、参加者全員の氏名（ふりがな）、学校名、学年、昼間の連絡先を追記し、郵送または直接、清掃リサイクル課事業推進係（〒102−8688九段南1−6−11）へ（各出張所への持参も可）。

㊎医療受給者の方へ

㊎医療受給者証をお持ちで、一部負担金の割合（1割または2割）が変更になった方には、8月1日㈮から利用できる新しい医療受給者証をお送りします。古い医療受給者証は同封の返信用封筒で返送していただくか、出張所へご返却ください。なお、医療受給者証が届かなかった方は、一部負担金の割合に変更はありませんので、現在お持ちの医療受給者証をそのままお使いください。

※負担割合が変更になるのは平成15年度の課税所得を基に判定を行うためです。

問合せ 保険年金課高齢者医療係

保健福祉サービスに関する不満や苦情は、オンブズパーソン（ご意見番）に！

保健福祉オンブズパーソンは、保健福祉サービス全般の不満や苦情などを利用者の立場になって調べ、区や事業者に改善を申し入れるご意見番です。気軽にご相談ください。

8月の出張相談日

・7日㈭＝野田委員（弁護士）
・15日㈮＝冷水委員（上智大学文学部教授）
・19日㈫＝高山委員（社会福祉士）

会場 千代田会館2階203会議室（九段南1−6−17）

※出張相談日以外の日や手紙での相談にも応じます。

相談予約・申立書の郵送先 福祉総務課福祉計画推進主査（〒102−8688九段南1−6−11）

「明るい選挙」ポスター・標語募集

区選挙管理委員会では、明るい選挙を推進するため、「ポスター」と「標語」を募集します。

優秀作品は表彰し、選挙啓発のために使用します。奮ってご応募ください。

■ポスター

内容 明るい選挙を推し進めることを表すもの

応募資格 区内在住・在学の小・中学生および高校生

作品の規格 色彩・画材は自由。大きさは45cm×30cm〜55cm×40cm（縦横自由）

■標語

内容 ポスターと同じ

応募資格 区内在住・在勤・在学者

応募・問合せ 9月5日㈮までに、住所、氏名（ふりがな）、性別、学校名（職業）を記入のうえ、郵送または直接、選挙管理委員会事務局（〒102−8688九段南1−6−11区役所6階）へ。

区立中等教育学校開設に向け「学校評議会」スタート

区では、平成18年4月の「区立中等教育学校」開設に向けて準備を進めています。このたび「学校評議会」を設置し、6月10日に第1回会議を開催しました。

▼学校評議会の役割

中等教育学校の基本的な方向性を検討し、自主的な学校運営を図ります。

▼学校評議会の特徴

①区の特色あふれる学校運営を目指す 区の特色を十分に反映させるため、学校教育関係者に限らず、幅広い分野から委員を選定しました。

②ざん新かつ柔軟な発想に基づく学校運営を目指す 従来の公立学校の枠組みにとらわれない学校運営を目指します。

▼学校評議会委員

青木 繁（日本放送協会番組制作局チーフプロデューサー）
◎市川 正（元東京都教育長）
○栗岩英雄（前千代田区教育委員長）
小坂紀一郎（区立九段中学校同窓会会長）
髙野光正（都立九段高等学校同窓会会長）
ピーター・バラカン（ブロードキャスター）
三沢直子（明治大学教授）
宮台真司（都立大学助教授）
森谷一彦（帝国ホテル人事部長）
山﨑恵美（公文教育研究会グループ広報室課長）
◎会長 ○副会長（五十音順・敬称略）

委員の任期 平成17年3月31日まで

問合せ 教育計画課中等教育学校開設主査

区立中等教育学校「子ども評議会」参加者募集！

区立中等教育学校（中高一貫教育校）を理想の学校にしていくために、子どもたちが意見や希望を話し合う「子ども評議会」を開催します。

対象 区内在住・在学の小学校4年生〜中学校2年生20名程度（小・中学生各10名程度）

※開催日（9月以降）は参加者の希望をとって決定します。

申込み 7月31日㈭までに電話または直接、教育計画課中等教育学校開設主査（区役所3階）へ。

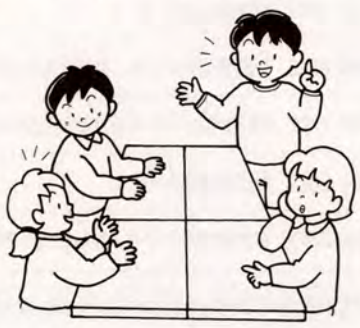

保健　千代田保健所　〒101-0054 神田錦町3-10
千代田保健所麹町庁舎　〒102-0093 平河町2-7-4

■健康あっぷパワーリハビリテーション第2コース参加者募集

高齢者の要介護状態を予防するためには、身体機能を改善し、活動的な生活リズムを維持することが大切です。約3か月間機械を使用した運動を行い、日常生活での動作の改善を図ります。指導は医師・理学療法士・保健師・看護師・健康運動指導士が行います。

とき　9月1日～12月4日の毎週月・木曜日(祝日を除く)、①グループ午後1時30分～3時、②グループ午後2時15分～3時45分

※①②グループとも内容は同じです。グループは希望に添えない場合があります。

会場　麹町庁舎

対象　次の条件を満たす区内在住者

①閉じこもりがちで転倒等の心配があり、介護予防が必要な状態か、要介護認定で「非該当」「要支援」「要介護1」「要介護2」と判定され、

②現在、医師から入浴や散歩、階段昇降などの活動を制限されず、

③この半年間に新たに心臓疾患や脳血管疾患にかかっておらず、

④週2回の通所が可能で（送迎できる場合があります）、

⑤パワーリハビリテーションに意欲があり、家族等の協力について同意が得られる方。

※申込み時に、かかりつけ医の意見書（意見書料自己負担）を提出してください。また、病気や障害の状態により、利用できない場合や途中で中止する場合があります。

費用　4,800円

持ち物　運動着、運動靴、タオル、飲み物(水分補給できるもの)

定員　各グループ9名(申込順)

申込み　7月22日㈫～28日㈪午前9時～午後5時(土・日曜を除く)に電話で健康推進課在宅保健係☎3221－1315へ。

※必ずご本人がお申込みください。

■学生ボランティアの募集

高齢者の健康づくり（健康あっぷパワーリハビリテーション）事業をお手伝いいただけるボランティアを募集します。健康な方であれば資格は問いません。詳しくはお問い合わせください。

とき　9月～12月および1月～3月の月・木曜日、午後1時～3時または午後2時～4時（一部の参加のみでも可）

場所　麹町庁舎

※謝礼および交通費等の支給はありません。

問合せ　健康推進課在宅保健係　☎3221－1315

TOWNニュース

■チャリティコンサート「メキシカン・ミュージック・フェスティバル VOL.1」"VIVA MEXICO"

メキシコの音楽とダンスが楽しめます。収益の一部は、ストリートチルドレンの多いメキシコシティに寄付されます。

とき　8月16日㈯午後6時～8時30分

会場　九段会館ホール（九段南1－6－5）

出演者　ロス・インディオス＆マリシア、サム・モレーノほか

費用　4,000円

問合せ　㈱アプローズ　☎3439－7406

■求職活動支援セミナー

職務経歴書の書き方や面接の受け方など求職活動に役立つ情報提供と実習を行います。

とき　8月27日㈬・28日㈭午前10時～午後4時

会場　シニアワーク東京(飯田橋3－10－3)

対象　40歳以上で求職活動中の千代田・中央・文京区在住者60名(抽選)

申込み　8月15日㈮までに往復ハガキ、ファクシミリまたはEメール（7面記入例参照）に応募理由を追記し、東京都中央労政事務所(〒102－0072飯田橋3－10－3シニアワーク東京9F☎5211－2200 FAX5211－3270 mail hukyu@apricot.ocn.ne.jp）へ。

■平成15年度税制改正研修会

消費税の事業者免税点の引き下げと簡易課税制度の適用上限の変更についての研修会です。

とき　8月28日㈭午後2時～4時、29日㈮午後3時～5時

会場　千代田区中小企業センター（神田錦町3－21）

対象　中小企業経営者および経理担当者、各回50名(申込順)

講師　東京国税局課税二部消費税担当官

申込み　各開催日の前日までにファクシミリで神田間税会FAX3292－5420、麹町間税会FAX5818－0551へ。

■毎月勤労統計調査特別調査にご協力を

都では、常勤労働者が4名以下の事業所で働く方の給与や労働時間を調べる「毎月勤労統計調査特別調査」を実施します。

調査にあたっては、調査員証を携帯した調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

とき　8月中

対象地域　大手町1・2丁目、富士見1丁目、神田淡路町1丁目、内神田1・3丁目、九段南2丁目

問合せ　㈱総務局統計部人口統計課毎月勤労統計係　☎5321－1111

8月の保健事業ガイド（予約制）

＊は、千代田保健所へお問い合わせください。
☆は、麹町庁舎へお問い合わせください。
※一部9月の事業を含みます。

事業名・対象など	とき	実施場所	問合せ
誕生月健診 節目健診対象者を除く41歳以上の方（勤務先などで健診機会のある方は除く） ・41歳の方、過去3年間に1回以上受診した方には受診券をお送りします	7月から9月生まれの方→7月から9月の間（区内指定医療機関の定める受診時間）	区内指定医療機関*	千代田保健所☎3291－3641 麹町庁舎☎3221－1313
節目健診（ちよビック21） 区内在住の40・45・50・55・60歳になる方	6日㈬・20日㈬・23日㈯ 午前8時45分～10時	千代田保健所	
	20日㈬・27日㈬ 午後1時～		
	8日㈮ 午前8時45分～10時	麹町庁舎*	
若年節目健診（ちよビック21若葉） 区内在住の20・25・30・35歳になる方	6日㈬・20日㈬ 午前10時～10時45分	千代田保健所	
	23日㈯ 午前10時～11時		
	8日㈮ 午前10時～10時45分	麹町庁舎*	
一般健康相談 （血液、骨密度等の検査は有料） 区内在住の方	6日㈬・20日㈬ 午前9時～10時30分	千代田保健所	
	8日㈮ 午前9時～10時30分	麹町庁舎*	
両親学級（4日制） 主に初妊婦とその家族	25日㈪ 9月1日㈪・8日㈪・16日㈫ 午後1時30分～4時	千代田保健所☆	
エイズ・性感染症（梅毒・クラミジア・淋菌）相談・検査	1日㈮ 午前9時～10時15分	千代田保健所	
栄養相談 生活習慣病の予防と改善、離乳食など食事に関する相談	随時受付 午前10時～午後4時		
心の相談 心の問題で悩んでいる方	21日㈭ 午後1時30分～		
一般精神デイケア 区内在住で心の病気のある方	1日㈮・22日㈮ 午前9時30分～		
細菌検査 （赤痢・腸チフス・パラチフス・サルモネラ・O157の健康管理検便） 区内在住・在勤・在学の方 ・予約不要 （事前に採便管を取りに来てください）	5日㈫・12日㈫・19日㈫・26日㈫ 午前9時～正午・午後1時～3時	麹町庁舎	
	1日㈮・8日㈮・15日㈮・22日㈮・29日㈮ 午前9時～正午・午後1時～3時	千代田保健所	
老人精神保健相談・デイケア お年寄りの心の問題で悩んでいる家族の方など	8日㈮ 午前9時30分～11時30分 22日㈮ 午前9時30分～11時30分	麹町庁舎	
A型機能訓練 区内在住で身体の機能維持・回復を必要としている方	6日㈬・20日㈬・27日㈬ 午前9時30分～11時・午後1時30分～3時		
B型機能訓練（地域参加型）	第1・5金曜日　午後1時30分～3時30分		
	第3・4火曜日　午後1時30分～3時30分	神田公園出張所☆	
難病リハビリ教室（相談・指導）	27日㈬　午後1時30分～3時	麹町庁舎	
在宅療養者訪問指導（保健師・理学療法士）	随時受付		

8月の休日診療当番医等

＊受診するときは、あらかじめ電話でお問い合わせください。
＊健康保険証を必ずお持ちください。

■内科・小児科■
診療時間：午前9時～午後10時

3日	麹町クリニック	☎3238-7654 麹町3-4-7 啓ビル5F
	奥田医院	☎3254-0702 神田多町2-9
10日	佐々木内科クリニック	☎3264-3635 麹町4-4-6 麹町四丁目小倉ビル2F
	明和病院	☎3251-0263 神田須田町1-18
17日	半蔵門病院	☎3239-3355 麹町1-10-5
	三楽病院	☎3292-3981 神田駿河台2-5
24日	桑沢クリニック	☎3262-0011 麹町4-4 パシフィックビル3F
	代田医院	☎3831-5779 外神田6-4-5 妻恋坂コープ401
31日	平河クリニック	☎3262-2390 平河町1-1-1北島ビル3F
	神田司町クリニック	☎3295-2513 神田司町2-21-10冨士神田ビル2F

■歯科■　診療時間：午前9時～午後5時

3日	木本歯科	☎3291-8056 神田駿河台2-10 駿台興業ビル4F
10日	鹿島歯科医院	☎3255-8897 神田松永町19 東京近鉄ビル2F
17日	上條歯科医院	☎5821-6345 岩本町3-7-16 マルメビル201
24日	神田司町歯科医院	☎3254-4116 神田司町2-2-5 T&Hビル2F
31日	加藤歯科医院	☎3254-7086 内神田2-8-8

■調剤薬局■　営業時間：午前9時～午後5時

3日	コトブキ調剤薬局	☎3291-0380 神田駿河台2-10-1
10日	お茶の水調剤薬局本店	☎3295-8643 神田駿河台2-2-5 井口ビル1・2F
17日	加健調剤薬局	☎5280-1421 神田駿河台2-10-6 お茶の水Sビル1F
24日	コトブキ調剤薬局	☎3291-0380 神田駿河台2-10-1
31日	お茶の水調剤薬局本店	☎3295-8643 神田駿河台2-2-5 井口ビル1・2F

休日診療案内等　消防庁テレフォンサービス☎3212-2323、健康案内情報センター（ひまわり）・24時間医療機関案内☎5272-0303、ホームページ URL http://www.himawari.metoro.tokyo.jp/

文化学習・スポーツ

文化学習スポーツ課(九段社会教育会館内)
〒102－0074 九段南1－5－10 ☎3234－2841
総合体育館
〒101－0047 内神田2－1－8 ☎3256－8444

文化学習

■千代田区学習グループ連絡会夏季宿泊研修参加者募集

「あしたにつなげる生活文化」～姉妹都市を知る～をテーマにした研修・体験学習です。

とき 8月20日(水)～21日(木)(20日午前8時30分区役所前集合・出発)
場所 嬬恋自然休養村（群馬県吾妻郡嬬恋村)
対象 区内で学習活動をしている方、またはこれから学習活動をしようとしている方40名(申込順)
※参加者同伴の子ども(3歳以上小学生以下)も含みます。また、研修時間中の保育は有料(1,000円)です。
費用 大人7,000円、子ども5,000円
申込み 所定の申込書に費用を添えて、文化学習スポーツ課へ。

■小学生・親子将棋教室参加者募集

将棋を習ってみませんか。初めての方も対局ができるまでに上達します。保護者の方の参加も歓迎します。

とき 8月23日(土)・24日(日)いずれも午前9時～11時
会場 九段社会教育会館
対象 区内在住・在学の小学生とその保護者30名(申込順)
※小学校3年生以下は保護者同伴
講師 清水忠雄氏、藤田牧美(ぼくび)氏（日本将棋連盟普及指導員)
費用 小学生100円、保護者300円
申込み 電話で文化学習スポーツ課へ。
※一時(いっとき)保育(有料)あり。

スポーツ

■総合体育館夏休み無料開放＆プール全日個人開放

▶夏休み無料開放

区内の小・中学生を対象に、総合体育館の各施設を無料で開放します。

期間 8月31日(日)まで
利用できる種目・曜日など 下表のとおり
※バレーボール、バスケットボールは小学校5年生以上、弓道、アーチェリーの利用は身長145cm以上の方に限ります。

▶プール全日個人開放

7月～8月は、休館日と区の事業等があるときを除き、全日個人開放します。

初めて利用する区民の方は、区民利用カードを発行しますので、住所を確認できるものをお持ちください。
※8月17日(日)の利用は区民の方に限ります。

開放時間 午前9時～午後9時（2時間フリータイム制)
利用料金 小・中学生200円(300円)、高校生以上400円(600円)、区内在住の60歳以上および障害者の方は無料
※金額は2時間の区民料金で、( )内は一般料金です。なお、延長料金は1時間当たり、区民、一般とも小・中学生が150円、高校生以上は300円です。
休館日 8月18日(月)
問合せ 総合体育館

総合体育館夏休み無料開放　午前＝午前9時～正午　午後＝午後1時～5時

種目	曜日	時間帯
バレーボール	木曜日、第4土曜日	午後
バドミントン	火曜日、第1土曜日	午後
水泳	毎日	午前9時～午後5時
バスケットボール	第3土曜日	午後
卓球	火・木曜日、第1・3・4土曜日	午後
	第1・4日曜日	午前・午後
相撲・剣道	第1・3・4土曜日	午後
	第1・4日曜日	午前・午後
柔道	第1・4日曜日	午前・午後
空手道	第1・3・4土曜日	午後
弓道	第1・4土曜日	午後
	第4日曜日	午前・午後
アーチェリー	第3土曜日	午後
	第1日曜日	午前・午後

特別区職員経験者(機械・電気)募集

職種 Ⅰ類（機械、電気)
試験日 9月14日(日)（第1次試験)
申込期限 8月19日(火)
※受験資格等の詳細は、区役所等で配布している採用試験案内をご覧ください。
説明会 7月27日(日)特別区職員研修所（江東区塩浜2－22－10)で開催します。
問合せ 特別区人事委員会事務局任用課採用係☎5210－9787、テレホンサービス（24時間)☎3261－2221 URL http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm

子ども自然教室～秋季プログラム～

「稲刈り体験と海ホタル観察」

参加者募集

都会では体験できない自然との触れ合いから、いろいろなことを学んでみませんか

とき 9月13日(土)～14日(日)(13日午後1時九段社会教育会館前集合)
場所 保田臨海学園（千葉県安房郡鋸南町)およびその周辺
対象 区内在住・在学の小学校4年生～中学校3年生20名(抽選)
費用 3,700円
申込み 8月3日(日)（必着）までに往復ハガキ（記入例参照、1人1枚限り）に保護者名を追記して文化学習スポーツ課へ。

☆くらしの知恵☆

～こんな電話にご用心～

最近、区の消費者相談の名を使用して個人情報を聞き出そうとする業者がいます。

「千代田区の消費者センターです。悪徳商法の被害にあった方の名簿を作っています」といった電話がかかってきたことはありませんか？ 区の「消費者相談室」ではこのような電話をかけることはありません。区とは無関係ですので、ご注意ください。

このような電話をかけてくる業者の目的が何かはわかりませんが、うかつに答えるとプライバシーが悪用される危険性があります。

もし、このような電話がかかってきたら、自分の個人情報は一切答えず、区の「消費者相談室」に情報をお寄せください。

電話勧誘の被害にあわないために こんな新手口があなたを狙う！

■資格商法の被害

「資格を取ると転職や副業に有利です」などと、電話で“資格教材”や“資格取得講座”を勧誘するのが「資格商法」です。「電話でしつこく勧誘されて契約してしまったけれど、やはりいらないので解約したい」という相談が典型的なものです。一度契約してしまった人には、別の業者からも繰り返し電話勧誘がある例が多く、長期間にわたり悩まされている方も珍しくありません。

■資格商法の二次被害

最近では、電話勧誘に悩まされている方を対象に「電話勧誘を止めてあげるから手続き料を払わないか」という新しい手口も出現しています。これは、最初の被害に苦しんでいる被害者をさらに苦しめることになるので、「二次被害」と呼ばれます。

《二次被害の事例》

新しい手口での勧誘の例として、「過去の講座が終了していないので、このまま受講するか終了手続きをとるかのどちらかが必要だ」とか、「勧誘が来なくなるように名簿から抹消してあげる」などというものがあります。そんな業者の中には、あたかも公的機関であるかのような名称を名乗ったり、相談機関と間違うような業務内容を示したりするところがあります。また、「勧誘業者に送る書類を弁護士名で作成するから」と、高額な手数料を請求する手口も共通しています。

●「電話勧誘」は法律で制限されています

電話勧誘による商取引には「特定商取引に関する法律」が適用されます。これは消費者保護のために勧誘者に対して制約を課すもので、①電話の目的を知らせる。②断った人に重ねて勧誘しない。というものです。違反した場合には、業務停止命令もあります。

●被害を避ける応対とは

資格商法の二次被害に遭わないためには、勧誘されたら次のように対応しましょう。

①きぜんとした態度で断る。
②社名や連絡先を聞いてメモする。
③日時や話の内容を記録する。
④公的機関に相談する。

このような問題でお困り方は、早めに区の「消費者相談室」にご相談ください。

問合せ・相談は… 消費者相談室（商工振興課内）
☎5211－4314

記入例

①催し・講座名②〒・住所③氏名(ふりがな)④年齢⑤性別⑥電話番号⑦その他

※在勤、在学の方は、勤務先・学校名と所在地、電話番号を追記。
※複数での申込みが可能な場合は、全員分を記入。

※一時保育のある催し等で一時保育を希望する方は、子どもの氏名(ふりがな)、性別、生年月日を追記。

※往復ハガキの場合は、返信側にも住所・氏名を忘れずに。

図　書　館

●千代田図書館（九段南1-6-11）
☎3264-2111

☆おはなし会　8月2日㈯・23日㈯、年少向け＝午後2時～2時30分、年長向け＝午後3時～3時30分

●四番町図書館（四番町1）
☎3239-6357

☆日曜映画会　8月17日㈰午後1時30分～3時25分「居酒屋」

児　童　館

●一番町児童館（一番町10）
☎3230-0866

☆夏休み映画会　7月24日～8月28日の毎週木曜日午後2時～「つるにのってとも子の冒険」ほか

●四番町児童館（四番町11）
☎3234-3084

☆夏休みミニシアター　7月23日～8月27日の毎週水曜日午後2時～、夏休みは児童館で遊ぼう！秋まつりの実行委員も募集中。

●富士見児童館（富士見2-3-6）
☎3262-1040

☆サマーシアター　7月31日～8月21日の毎週木曜日午後1時30分～、いろいろな映画を上映します。

高齢者センター

（神田神保町2－20　☎3265－3981）

■長寿会にご加入を！

区内には6つの長寿会があります。各長寿会では、誕生会や例会、春と秋の懇親旅行などの楽しい催しを行い、会員同士の親睦を深めています。家に引きこもらず、いろいろ出かけて活動することは、心身を健康に保つ秘けつです。誕生会や例会は、各会で毎月行っています。まずは、見学がてら気軽にお越しください。

対象　60歳以上の区内在住者

問合せ　電話または直接センターへ。

富士見福祉会館

（富士見2－3－6　☎3262－1045）

■福祉講座「絵てがみ」

夏にちなんだ題材を描きます。

とき　8月1日㈮午後1時30分～3時30分

対象　区内在住者10名（申込順）

講師　池田由美氏（日本絵てがみ協会）

費用　390円

申込み　電話または直接会館へ。

MIW 男女共同参画センター

（神田和泉町1　☎5823－0772）

■インターネット体験教室

初心者を対象に、パソコンの基本操作、インターネットの基礎知識・基本操作を1人1台のパソコンで楽しく学びます。

とき　8月5日㈫第1回＝午後3時～4時、第2回＝午後6時30分～7時30分

定員　各回3名（抽選）

申込み　7月28日㈪（必着）までに往復ハガキ（7面記入例参照）に希望する回を追記し、センター「インターネット体験教室係」へ。

※一時保育（有料・予約制）あり。

社会福祉協議会

■親子レクリエーション2003

ひとり親同士の交流・情報交換や、学年を超えた子どもたちの交流を目的として開催します。自然の中で思いっきり遊びましょう。

とき　8月23日㈯午前8時～午後6時30分

会場　マザー牧場（千葉県富津市）

対象　区内在住のひとり親家庭の親子40名（抽選）

費用　大人＝1,000円、子ども＝500円、乳幼児＝無料

申込み　8月15日㈮までに、ハガキ、電話、ファクシミリまたはEメール（7面記入例参照）で地域福祉課（〒101－0065西神田1－3－4 ☎5282－3711 FAX5282－3718 mail cyd-shakyo@ag.wakwak.com）へ。

■成年後見制度等の利用をお考えの方に

痴ほう症や知的・精神障害により判断能力が十分でない方は、財産管理や介護についての契約、遺産分割などの法律行為をすることが困難であったり、悪徳商法などの被害にあう恐れがあります。このような方々に、裁判所で選任された後見人等が本人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

また、本人の判断能力があるうちに、判断能力が十分でなくなった場合の財産管理や法律行為について、事前に取り決めをしておくのが任意後見制度です。

「ほほえみサポートちよだ」では、これらの制度の詳しい説明や、申し立て手続き、後見人等の選任についての相談に応じています。

より具体的な制度利用のご相談には、弁護士が無料で直接相談に応じる福祉専門法律相談をご利用ください。

福祉専門法律相談（要予約）

とき　8月26日㈫、9月24日㈬いずれも午後2時～4時

会場　西神田併設庁舎（西神田1－3－4）

問合せ・相談予約　ほほえみサポートちよだ☎5282－3100

■ボランティア情報紙設置協力店募集

区内のさまざまなボランティア活動や市民活動の情報を掲載したセンターの月刊紙（A4サイズ、6頁）を、毎月10～20部程度置いていただけるお店や施設を募集しています（スタンドケースを貸し出します）。

申込み　8月5日㈫までに電話、ファクシミリまたはEメールでちよだボランティアセンター☎5282－3716 FAX5282－3717 mail info@chiyoda-vc.comへ。

広報スタンド設置協力店募集

区の情報を、より多くの方が身近な場所で手に入れられるよう、区の広報紙「広報千代田」（毎月5日・20日発行）を30部程度置いていただける商店等を募集しています。

ご協力いただける方はご連絡ください。

※必要に応じて広報スタンド（幅29cm×高さ38cm）を用意します。

問合せ　広報広聴課

メレーズ軽井沢からのお知らせ

メレーズ軽井沢では、夏休み中の利用に合わせ、昼食バーベキューを始めました。また、8月3日㈰からマレットゴルフができます。

利用申込み等、詳しくはお問い合わせください。

軽井沢の心地よい風の中、ご家族・お友達と楽しい時間をお過ごしください。皆さんのご利用をお待ちしています。

※マレットゴルフ＝ゲートボールの道具を利用したミニゴルフ

問合せ　区民総務課保養施設係

スポーツ施設の利用申込み・抽選

外濠公園＝文化学習スポーツ課　☎3234－2841
花小金井運動施設・総合体育館＝総合体育館　☎3256－8444

施設名		申込期間	抽選	空施設受付	利用できない日
外濠公園（10月分）	野　球	往復ハガキで、8/10㈰～20㈬（消印有効）	8/25㈪九段社会教育会館	9/22㈪午前8時30分～（申込順）※	5㈰、12㈰、15㈬～20㈪ ＊
	テニス				16㈭～20㈪
総合体育館（11月分）		所定の用紙で、8/1㈮～20㈬（必着）	9/1㈪	9/2㈫午前10時～（申込順）	17㈪ ☆

※空き状況は外濠公園☎3341－1731へお問い合わせください。
＊外濠公園は、利用できない日でも時間帯によっては利用できる場合があります。詳しくは外濠公園へお問い合わせください。
☆団体利用、個人利用の区別があります。詳しくは総合体育館へお問い合せください。
花小金井運動施設（10月分）は、11日㈯・25日㈯・29日㈬および毎週木曜日に利用できます。申込み方法等、詳しくは総合体育館へお問い合わせください。

保養施設の利用申込み

10月分　区民総務課保養施設係

専用ハガキで、8/1日㈮～8日㈮（必着）
空室受付　8/22日㈮
箱根・湯河原＝午前9時～
嬬恋・軽井沢＝午後1時30分～

10月の利用できない日	
箱　根	1㈬～2㈭、8㈬～10㈮、16㈭～17㈮、20㈪～21㈫、29㈬～31㈮
湯河原	1㈬、7㈫～9㈭、22㈬～23㈭
嬬　恋	7㈫、27㈪～29㈬
軽井沢	1㈬～2㈭、7㈫～9㈭

※嬬恋自然休養村は、企業の研修、サークル活動などにもご利用いただけます。

区民相談室　受付時間：午後1時～3時

8月の相談日　広報広聴課

法　律　相　談	6㈬、27㈬
固定資産税相談	7㈭
行政書士相談	19㈫
交通事故相談※	1㈮、8㈮、15㈮、22㈮
外国人相談※	14㈭

※交通事故相談・外国人相談の受付時間は午後1時～3時30分です。交通事故相談は事前に予約が必要です。
●区政・一般相談は、毎日（区役所開庁日）午前8時30分から受け付けています。
●税務、人権身の上、行政、社会保険労務、不動産取引、住み替え相談は、8月中お休みします。この期間中、お困りの場合は広報広聴課☎5211－4176へご相談ください。